

橋本市規則第 36 号

橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適性処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり公布する。

令和 7 年 8 月 4 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則(平成18年橋本市規則第115号)の一部を改正する。なお、改正部分は次の表中下線部分である。

改正後	改正前
(一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可申請) 第9条 略 2 略 3 <u>条例第24条第1項の許可対象となる廃棄物は、市が収集運搬(委託を含む。)を行うものを除いた次の各号に掲げるものとする。</u> (1) <u>し尿</u> (2) <u>浄化槽汚泥</u> (3) <u>事業系一般廃棄物</u> (4) <u>火事や災害等に伴い生じた一般廃棄物</u> (5) <u>家庭から排出される一時多量廃棄物</u> (6) <u>その他市長が特に必要と認める一般廃棄物</u> (減免の承認) 第22条 略 <u>(一般廃棄物処理業の実績報告)</u> 第23条 <u>条例第24条第1項の許可を受けた者は、毎月的一般廃棄物の収集及び運搬に関する実績を翌月末までに、市長に報告しなければならない。</u> (補則) 第24条 略	(一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可申請) 第9条 略 2 略 (減免の承認) 第22条 略 (補則) 第23条 略

様式第1号、様式第3号及び様式第5号から様式第8号までの規定中「印」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。